

裁判長
認印



調 書 (決定)

事件の表示	平成24年(行ト)第53号
決定日	平成24年11月14日
裁判所	最高裁判所第二小法廷
裁判長 裁判官 裁判官 裁判官	竹 内 行 夫 須 藤 正 彦 千 葉 勝 美 小 貫 芳 信
当事者等	別紙当事者目録記載のとおり
原裁判の表示	東京高等裁判所平成24年(行夕)第135号(平成24年8月16日決定)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文


- 1 本件抗告を棄却する。
- 2 抗告費用は抗告人らの負担とする。

第2 理由

民事事件について特別抗告をすることが許されるのは、民訴法336条1項所定の場合に限られるところ、本件抗告理由は、違憲をいうが、その実質は原決定の単なる法令違反を主張するものであって、同項に規定する事由に該当しない。

平成24年11月14日

最高裁判所第二小法廷

裁判所書記官 近 藤 和 人 

これは正本である。

同日同庁

裁判所書記官 近 藤 和 人 